

個人住民税所得割が課税されない所得水準（年収）の目安

令和5年1月～12月の
任意の1か月収入（A）



年収換算
《（A）×12月》



家族構成例	非課税相当限度額 （収入額ベース）	非課税相当限度額 （所得ベース）
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	170.3万円以下	112.0万円以下
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	221.5万円以下	147.0万円以下
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	271.5万円以下	182.0万円以下
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	321.5万円以下	217.0万円以下

※所得は、令和5年分の
年収換算から、給与所得
控除額・経費等を減額し
て算出

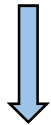
【判定例】

※いずれの場合も、予期しない事由により収入が減少したことを前提とします

※世帯員のうち、収入がある方全員について判定します

（例1）扶養家族がおらず、令和5年1月から12月までの任意の1か月の給与収入が8万円の方の場合
・年間収入見込額 = 8万円 × 12月 = 96万円 ≤ 100.0万円 ⇒ **支給対象に該当**

（例2）配偶者と扶養親族1名の計2名を扶養しており、令和5年1月から12月までの任意の1か月の事業収入が20万円の方の場合
・年間収入見込額 = 20万円 × 12月 = 240万円 ≥ 221.5万円 ⇒ **支給対象に非該当**



※収入による申立てで要件を満たさなかった場合、所得による申立てで判定することも可能

・年間所得見込額 = 240万円 - 100万円 = 140万円 ≤ 147.0万円 ⇒ **支給対象に該当**

※事業収入の場合は、当該収入のために要した経費の12か月相当額で計算しますので、申請時には経費が分かる書類（帳簿等）を併せてご提出ください